

笠松町国民保護計画の構成（案）

第1編 総論

- 第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等
- 第2章 国民保護措置に関する基本方針
- 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等
- 第4章 町の地理的、社会的特徴
- 第5章 町国民保護計画が対象とする事態

第2編 平素からの備えや予防

- 第1章 組織・体制の整備等
- 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
- 第3章 物資及び資材の備蓄・整備
- 第4章 国民保護に関する啓発

第3編 武力攻撃事態等への対処

- 第1章 初動体制の迅速な確立
- 第2章 町対策本部の設置等
- 第3章 関係機関相互の連携
- 第4章 警報及び避難の指示等
- 第5章 救援
- 第6章 安否情報の収集・提供
- 第7章 武力攻撃災害への対処
- 第8章 被災情報の収集及び報告
- 第9章 保健衛生の確保その他の措置
- 第10章 国民生活の安定に関する措置
- 第11章 特殊標章等の交付及び管理

第4編 復旧等

- 第1章 応急の復旧
- 第2章 武力攻撃災害の復旧
- 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

第5編 緊急対処事態への対処

資料編

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

- 1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ等
- 2 町国民保護計画の構成
 - 第1編 総論
 - 第2編 平素からの備えや予防
 - 第3編 武力攻撃事態等への対処
 - 第4編 復旧等
 - 第5編 緊急対処事態への対処
- 3 町国民保護計画の見直し、変更手続
- 4 笠松町地域防災計画との関連
- 5 用語の定義

第2章 国民保護措置に関する基本方針

笠松町国民保護基本方針（案）を明記する。

笠松町の地理的特性や社会的特性を考慮する。また、平素から住民に対し、国民保護の重要性を啓発し、自発的な意思に基づき協力する気運づくりを重視する。

- 1 基本的人権の尊重
- 2 国民の権利利益の迅速な救済
- 3 国民に対する情報提供
- 4 関係機関相互の連携協力の確保
- 5 国民の協力
- 6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重
- 7 災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施
- 8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

国民保護措置の実施にあたり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について定める。

- 1 関係機関の事務又は業務の大綱
- 2 関係機関の連絡先

第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施にあたり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴について定める。

- 1 地理的特徴
 - (1) 位置 (2) 地形 (3) 気候
- 2 社会的特徴
 - (1) 人口 (2) 交通(道路、鉄道等) (3) 隣接県、市町との関係
 - (4) その他(土地利用、産業構造等)

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

- 1 武力攻撃事態
 - (1) 着上陸侵攻 (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃 (3) 弾道ミサイル攻撃
 - (4) 航空攻撃
- 2 緊急処理事態

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

1 町における組織・体制の整備

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図る必要があることから、各部署における平素の業務、職員の参集基準等について定める。

- (1) 町の各部課における平素の業務
- (2) 町の初動体制
- (3) 消防機関の体制
- (4) 国民の権利利益の救済に係る手続等

2 関係機関との連携体制の整備

国民保護措置を実施するにあたり、国、県、近隣市町村、指定公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

- (1) 基本的考え方
- (2) 県との連携
- (3) 近隣市町村等との連携
- (4) 指定公共機関等との連携

(5) ボランティア団体等に対する支援

3 通信の確保

武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等の通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について定める。

- (1) 非常通信体制の整備
- (2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

4 情報収集・提供等の体制整備

武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の通知、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について定める。

- (1) 基本的考え方
- (2) 警報等の伝達に必要な準備
- (3) 安否情報の収集・整理及び提供に必要な準備
- (4) 被災情報の収集・報告に必要な準備

5 研修及び訓練

・町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、町における研修及び訓練のあり方について必要な事項を定める。

・消防団員及び自主防災組織などに対して、国民保護措置に関する研修等を行うとともに、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発を行うための事項を定める。

・訓練の実施については、災害対策基本法に定める防災訓練と連携して行うことを計画に盛り込む。

- (1) 研修
- (2) 訓練

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

・国の対策本部長から避難措置の指示及び救援の指示があったときは、避難住民の誘導を行うとともに、救援に関する措置を実施することから、避難及び救援に関する平素からの備えに係る必要な事項情報について定める。

・武力攻撃事態等においては、住民生活に関連を有する施設や危険物質等の取扱施設等について、安全の確保に特に配慮を行うため、施設管理者に対する安全確保の留意点の周知等について定めるとともに、町の公共施設についても、テロ等に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、予防対策について定める。

- 1 避難に関する基本的事項
- 2 避難実施要領のパターンの作成
- 3 救援に関する基本的事項
- 4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等
- 5 避難施設の指定への協力
- 6 生活関連等施設の把握等

第3章 物資及び資材の備蓄・整備

・町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について定める。
・住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、原則として、防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることとし、必要な備蓄量について定める。

- 1 基本的考え方
- 2 国民保護措置のために必要な物資及び資材の備蓄、整備
- 3 町が管理する施設及び設備の整備、点検等

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要がある。
このため、国民保護の意義や仕組みについて、広く住民の理解が深まるよう、町ホームページや広報誌等を活用したPR・説明を行うことが重要であることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を定める。

- 1 国民保護措置に関する啓発
- 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の迅速な確立

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかでないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが極めて重要となることから、政府による事態認定の前の段階における初動体制について定める。

- 1 初動体制
- 2 町対策本部への移行
- 3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について定める。

- 1 町対策本部
- 2 通信の確保

第3章 関係機関相互の連携

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及びその他関係機関と相互に密接な連携することとし、それぞれの関係機関と町との連携を円滑に進めるために必要な事項について定める。

- 1 国・県対策本部との連携
- 2 県、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等
- 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等
- 4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託
- 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請
- 6 町の行う応援等
- 7 ボランティア団体等に対する支援等
- 8 住民への協力要請

第4章 警報及び避難の指示等

1 警報の伝達等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について定める。

- (1) 警報の伝達及び通知
- (2) 警報の伝達方法
- (3) 緊急通報の伝達及び通知

2 避難住民の誘導等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、避難に関する措置が極めて重要であることから、避難住民の誘導等について定める。

- (1) 避難の指示の通知・伝達
- (2) 避難実施要領の策定
- (3) 避難住民の誘導

第5章 救援

町は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について定める。

- 1 救援の実施
- 2 関係機関との連携
- 3 救援の内容
- 4 医療活動を実施する際に特に留意すべき事項
- 5 既存民間防災組織との連携
- 6 救援に従事する者の安全確保

第6章 安否情報の収集・提供

安否情報の収集及び提供を行うにあたっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を定める。

- 1 安否情報の収集
- 2 県に対する報告
- 3 安否情報の照会に対する回答
- 4 日本赤十字社に対する協力

第7章 武力攻撃災害への対処

- 1 生活関連等施設の安全確保等

武力攻撃災害への対処を行うにあたり、生活関連等施設の重要性にかんがみ、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないことから、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について定める。

- (1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方
- (2) 武力攻撃災害の兆候の通報
- (3) 生活関連等施設の安全確保
- (4) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

- 2 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、地域防災計画（放射性物質事故応急対策、危険物施設等の応急対策）等に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、また、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処にあたり必要な事項について定める。

- (1) 武力攻撃原子力災害への対処
- (2) NBC攻撃による災害への対処

3 応急措置等

武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことから、それぞれの措置の実施に必要な事項について定める。

- (1) 退避の指示
- (2) 警戒区域の設定
- (3) 応急公用負担等
- (4) 消防に関する措置等

第8章 被災情報の収集及び報告

被災情報を収集するとともに、県知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告にあたり必要な事項について定める。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について定める。

- 1 保健衛生の確保
- 2 廃棄物の処理

第10章 国民生活の安定に関する措置

武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定されるため、県と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図ることから、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について定める。

- 1 生活関連物資等の価格安定
- 2 避難住民等の生活安定等
- 3 生活基盤等の確保

第11章 特殊標章等の交付及び管理

ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について定める。

- 1 特殊標章等
- 2 特殊標章等の交付及び管理
- 3 特殊標章等に係る普及啓発

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について定める。

- 1 基本的考え方
- 2 公共的施設の応急の復旧

第2章 武力攻撃災害の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について定める。

- 1 国における所要の法制の整備等
- 2 町が管理する施設及び設備の復旧

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

町が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について定める。

- 1 国への負担金の請求
- 2 損失補償及び損害補償
- 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

第5編 緊急処理事態への対処

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

- 1 緊急処理事態
- 2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達